

## 第4章 昭和時代（戦前）

### 昭和元年～昭和20年（1926～1945）

#### 第1節 当時の農業事情

大正時代の経済不況が回復しないまま昭和を迎えた。昭和4年（1929）の世界大恐慌にはじまり昭和5年（1930）には日本にも農業恐慌の波がおしよせた。農村の不況による農家の困窮が回復しないまま昭和12年には日華事変がはじまり、太平洋戦争に突入して行った。まさに農業恐慌と戦時下への対応との激動の時代といえる。農業恐慌の時代には、繭、米価の急落により農家経済は破局状態に陥った。政府は救農活動、経済更正の対策をとった時代である。また戦時下においては農家は労力や資材の不足と災害を受けながらも食糧増産と軍需用農産物の供出、厳しい生産統制を受け、国をあげての戦時下政策をとった時代である。

##### 1. 農業の概況

徳島県の昭和前期における総世帯数は年々増加し昭和元年に対して昭和10年は12%増、20年は26%増となった。一方、農家戸数の推移は2.5%内外の増減で変動は少なかった。こうしたことから農家率は昭和元年が大正期と同様の61%であったが昭和10年には56%、18年には53%と年々減少している。専業別にみると専業は昭和初期は大正時代同様67%で経過したが経済不況とともに他産業の不振、戦時体制の深まりとともに、71%から74%へ増加した。（昭和15年）。

この期の自小作農家の割合をみると、自作農家は約38～40%、自小作農家は39～42%、小作農家は18～21%であり、小作をしている農家が約60%もあった。本県の小作料は実取高に対して一毛作で47.5%（全国平均45.8%）二毛田作では麦小作料を加えると55%（全国平均49.8%）で全国に比

べて高かった。

土地所有の状況を見ると昭和16年の統計資料では田1ha以下の所有者が93%でその所有面積は全農地の58%にすぎなく、畑も1ha以下の所有者が96%で64%の所有であり、少数の大規模農家と多数の零細農家とで構成されていた。

昭和元年の耕地面積は53,805町歩で内水田は28,797町歩、畑は25,007町歩であった。水田は農業恐慌の頃から減少しはじめ昭和8年は昭和元年に対し3%減少した。その後食糧増産対策のため増加したものの戦争の末期には5%減少した。畑は昭和3年までは増加したが、農業恐慌がはじまると減少しはじめ水田と同様の推移を経て昭和20年には昭和元年に対し15%減少した。

##### 2. 農業恐慌下における農業の動き

###### (1) 農村不況

大正時代からの農村不況は、ますます深化した。昭和2年にはじまる金融恐慌による経済界の不景気に、1929年の世界大恐慌の影響を受けて米価、繭は急落し農村は深刻な事態に陥った。農会報によると昭和4年（1929）に帝国農会が実施した農家負債調査では19道府県、1,500町村の集計から、信用組合、頼母子講、個人貸付、一般個人より貸付けた金額19億円、さらに銀行、保険会社、無盡業者その他の貸付金を合わせると40億円をこえ、調査もれ、負債増加を考慮すると50億円になり農家一戸当たり約900円になると推算されたとある。これは大正3年に比べて3倍以上にのぼるものであった。

経済不況に伴い、昭和初期から数年農産物価格

は低落がつづいた。不景気はあらゆる商品に価格下落をまねいたのであるが、生産資材に対する農産物の下落が大きく、農家の生産する商品は、企業が生産する商品に比べていかに不利であるかを身をもって体験させられた。農林省農務局による農務時報によると、一戸当り農家の現金収入は、昭和4年に農産物970円、その他263円、計1,233円が昭和6年にはそれぞれ493円、167円、計660円、昭和9年には、553円、226円、計779円となり収入計が減少し、なかでも農産物による現金収入の減少が目立った。一方、農外収入の減少はそれほどなく農家経済にとって重要な収入源であった。また現金支出をみると、昭和4年の農業経営費371円、農外支出32円、家計支出506円、公租公課83円、計992円、昭和6年はそれぞれ212円、34円、334円、67円、計647円、昭和9年は241円、29円、341円、61円で計672円であった。現金支出は減少し農業経営費と家計費の支出をおさえていることが伺える。

農村価格維持問題について農村における失業問題がおこった。経済恐慌による産業の整理緊縮により都市失業者が農村に還流した。農村は都市労働者を受け入れるかっこうの場であり農村は飽和状態となった。また従来兼業農家だった者が、専業農家とならざるを得なくなった。農家経済の合理化は、農村過剰人口をぬきにして考えられなくなってきた。政府はこれに対し昭和5年（1930）農山漁村失業救済として畜産、水産諸施設の設置、開墾および耕地の改良、林道の開さく、桑園の改植、牧野整備、副業に関する施設等、応急対策として低利資金を7,000万円融資をし、県、町村を通じて各事業組合に貸付けた。農会報440号によると本県の割当ては、132万円の要求に対して68万3,000円の割当額であった。

県農会では、農産物価格維持高揚のため農産物販売斡旋事業を帝国農会統一のもとに行った。また直営事業として米の経済的多収種、農業経営の合理化普及奨励を行いお手本農家の設置をし指導を行った。また自力更正、農会国救政策の自力更正を訴え、各県へも要望し、農村自力更正計画を樹立することを協定した。

## (2) 農山漁村経済更正計画

農会は、あいつぐ不況の中にあつて、農村経済の更正のため農会長会より自力更正をとえ、各府県に要望すると同時に町村会主体のもとに農村自力更正産業計画を樹立することを協定し、基本調査と産業計画の大綱を協定した。

経済更正計画は5か年の実施予定で大半が増産と経営改善指導を中心とした内容のものである。本県では136町村中65か町村の指定を申請し、窮迫の程度の濃い町村から順次計画を立てる方針であった。農会報によると昭和8年度には5町村を、昭和10年ですでに35か町村（全国3,000）が計画樹立町村の指定を受けた。なお政府は、昭和11年（1936）6月には国の農山漁村経済更正特別助成規則を定め、今後10か年計画で町村に対し助成する方針を出した。

### (3) 主要作物の変遷と生産の奨励

かつて明治後期に吉野川中下流の地帯に35%内外（1万5000ha）を占めていた藍は昭和2年（1927）にわずか681ha、昭和10年には244haに減少していた。夏作には藍、冬作にはダイコン、ソラマメが多かったが、藍の減少に伴い、水稲一水田裏作麦の作付体系やクワ、果樹に変わっていった。

水稲は昭和初期に2万8000町歩あり、徐々に減少はしたものの栽培面積の変動は少ない。麦は作付の減少の中で水田裏作麦が増加した。麦の約85%が裸麦であったが昭和7年より小麦の増産5か年計画により奨励品種決定試験等を行い生産対策の強化をはかった。これは人口増とそれに伴う消費量の増加、さらに数年来の農村不況に対応して休閑地利用を目的にしたものだった。野菜の中では、特産品としてダイコンがあった。大正末期から昭和前期には沢庵の需要がのび1,800haの生産を行っていた。当時市場からも良品種の原料用ダイコンが要望されていたため農業試験場ではダイコンの品種改良試験を行った。そして昭和5年には「阿波中生一号」、昭和7年には「阿波晩生一号」、昭和10年には「阿波中生二号」を育成し、これが普及すると共に市場での評価が高く一大産地の礎となった。その他野菜の中でこの期間作付面積の多い品目にはジャガイモ（昭和12年750町歩）、サトイモ（昭和12年1,100町歩）、ソラマメ

(昭和12年1,000町歩)があり、ジャガイモはその後増加した品目である。また果樹は宅地利用の範囲を出ていなかったものが、藍等の衰退作目に代わって、また開墾や造成により日本ナシ、カキ、柑橘類の栽培面積が増加してきた。これに伴い農業試験場も果樹指導の必要性から試験地の設置を行った。

① 米

米は従来から不足気味であったため米の供給不足に対しては、内地および植民地米の生産・増殖を行った。この生産増殖の方法としては開こん造成法、耕地整理法、朝鮮・台湾大規模増殖計画をたて、内地米と同一品化を進めた。当時、朝鮮の地主は倉を持たないためすぐ換金する習慣があり、また台湾では雨が多いことから貯蔵しないですぐ販売する習慣があり、収穫3か月後には生産費の

安い米が出まわり、台湾米は7月に内地で販売された。その結果季節的暴落がいつそうはげしくなった。これに対して内地米生産費を基準にした最低価格の制定や植民地米輸入制限を要望する意見が出た。昭和前期における米の作況は変動をくり返し、また米価においても変動があってその傾向は明らかでない。農家はもうけを計画するよりも不安定な米価変動の被害を最少限にいとめる工夫をするようになった。

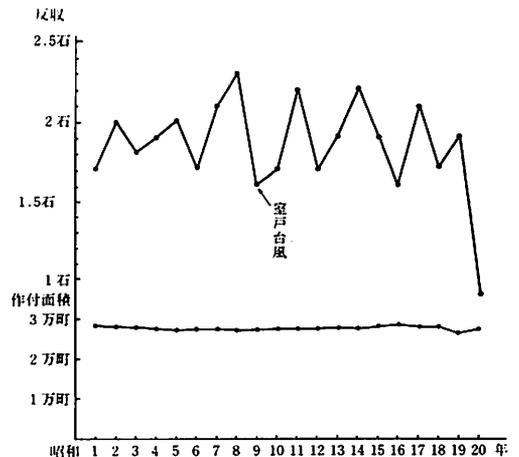
米穀法は、大正9年(1921)に制定されたものの、その後も米価の変動が続き昭和3年(1928)に全国米穀取引所連合会においては、米価の暴騰、暴落の抑制能力がないと批判した。これに対し農林省では米穀法制定前後8か年の変動状況を調査し、つぎのように発表している。

米穀法施行前後の米価比較表

施行前	単位 一石当り円							
	2	3	4	5	6	7	8	9
	21.58	17.39	13.02	13.21	18.57	30.01	43.89	48.56
施行後								
	大正10	11	11	13	14	15	昭和2	3
	29.20	36.85	31.57	37.64	41.97	38.47	35.86	31.38

米穀法施行前後8か年間の米価値開比較表より平均のみ抜粋(資料は農会報385号)

昭和5年産は大豊作で過剰となり、米価が下落し農家購買力はますます減退した。農会による経営調査によると、本県の昭和5年産米の米価が石あたり18円、生産費23円で農家は5円の赤字となったと言われている。昭和6年は不作で過去5か年平均に対して約9割しかとれなかったが昭和7年産は、ほぼ平年並の収穫があった。米穀統制法が昭和8年3月29日に制定され(11月1日施行)、公定価格を設定し公定最低価格でいつでも政府が買取るようになった。当時の県産普通米で1石、3等で23.12円であった。ところが昭和8年産は昭和の戦前では最高の豊作となった結果「政府が買上げてくれる、売るなら今だ!」という考えで売却してしまったため農家の保有米さえなくなった。従って昭和9年産米の収穫前には、先般買上げた政府古米を精白米で払い下げることとなっ



第1図 徳島県の水稲作付面積と反収の変化

た。さらに昭和9年産は、空梅雨の上9月21日には室戸台風が襲来し、全国的には寒害、早害、風害、潮害と重なり大区作となり麦や雑穀まで区作になって従来の苦況に拍車をかける結果となった。昭和10年産米は、また区作にみまわれたが昭和11年はようやく豊作となった。12年は再度不作にみまわれその年の収穫を待たずして戦時体制に没入した。

#### ② 小麦

昭和7年に食糧政策として小麦増殖奨励を行った。人口増とパン・ビスケット等の消費の増加から需要量が高まったことや農家の経済不況に対し経営改善の面から土地・労働力の有効利用として裏作麦の導入をはかった。そして増産の余地については、既存裏作可能水田と排水工事による作付可能地の拡大が見込まれるという計画だった。もう一つは当時の単位面積あたりの生産量は少なく、試験研究の結果まだまだ増収が期待できると見込んでいた。対策としては輸入品の関税引き上げと品種育成を強化する方針を立てた。農会報によると本県の小麦の作付面積は2,993町歩（昭和6年）で6,000町歩への増殖計画であり、その具体的方法として裸麦2万3400町歩のうち小麦作へ2,300町歩、他の冬作物から100町歩を計画し、残りの600町歩を開こんによるという内容であった。計画した採種圃には1反2円以上の奨励金をつけ、そして増加面積には $\frac{1}{2}$ の種子代補助を行った。県農試においても原種生産を行い品種改良の試験も実施した。そして、県農会では、印刷物、ポスターの発行、映写会の開催、県では講習会の開催をする等小麦作の奨励宣伝を行った。

#### ③ 養蚕

大正末期から桑園面積は増加し、昭和前期は正に蚕業の黄金時代であった。ことに昭和3年頃から急増し、昭和5年には1万240町歩の最高におよんだ。しかし農業恐慌の影響を最も受けた部門で繭価は下落し、4万戸の農家は大打撃を受けたものの、昭和14年頃まで8,000町歩を維持してきた。主な産地は阿波、麻植、美馬、三好、名西でこれらの地域での経営は米、麦、養蚕が中心で特に養蚕は主業的な位置を占めた。昭和5年には経営改善のための指導桑園を設置し、自給肥料の増産と合せて多収、能率増産の指導を行った。昭和

6年には、蚕糸業組合法が制定され、県養蚕組合連合会が各郡、町村にも設立された。養蚕業の改良・発達のため統制を企画し繭取引の改善をはかった。しかし、昭和7年には政府の方針により桑園整理、改植を奨励し、農会報によると整理反別は68町、改植反別は136町で、それらは麦61町6反、野菜20町2反、稲作12町2反、果樹3町9反の作付に変わっていった。

本県の養蚕の特徴を県最高の収繭量を得た昭和8年でみると、反あたり収繭量24貫余で全国平均15貫に比べれば多い方であった。また1戸あたり県平均2反4畝、収繭量60貫400匁でその価格327円、養蚕主業地帯では、488円に達し主要な収入であった（同年農業収入687円、農外収入233円、計921円）。

#### (4) 副業の振興

県は大正15年度から副業振興奨励金交付規程を設けて副業組合の設立事業と郡単位の勸業団体における副業奨励施設を奨励し、農林振興の柱とした。

昭和2年（1927）10月下旬には大阪販売斡旋主催による副業品展示即売会を開催し、販路拡大をはかった。また農会でも昭和3年の技術員の会において事業方針として農業経営の振興の一つとして農家収入の増加のための副業振興をあげた。この頃の副業としての代表的なものとして農産関係品（果実、野菜、タバコ、タケノコ、沢庵漬、切干大根、干柿、和紙、わら製品）、林産関係品（椎茸、松茸、竹製品、下駄、木工）、畜産関係品（養鶏、養蜂、養豚、獣皮）、水産関係品（鯉、鰻、鮎、金魚、のり、若布）、雑工品（傘、漆器、籐製品）が含まれていた。いつでもできる、誰でもできる、貯蔵性があることを条件に、老若男女を問わず家族内労力を有効利用させることを目的にして個々の農家における零細な余剰労力を集積して地域的な産業に発達させるために、品目選定と技術指導を行った。さらに農会では、販売改善にも力を注いだ。大正末期と昭和7・8年の生産量は変わらないのに農村の収入は半分になっている原因は農産物の販売価格の低迷にあるとして「市場における価格決定は需要と供給により法定され、生産費により決められるのではない。従って市場

価格の決定権を持つには、系統出荷による量の安定確保に外ならない」と指導している。県内生産総額2,260万円のうち販売品は670万円、さらにそのうち45%の300万円が市場へ出荷されており、うち43%の130万円しか系統出荷されていないのが現状であり、まず300万円分の系統出荷へ統制し一本化を進めた。

### (5) 自給肥料の増産

第一次世界大戦を契機として日本の肥料工業は急速に発達し、化学肥料の国内生産が増加した。昭和に入るとほとんど国内自給の体制が整い、化学肥料ブームが訪れ、産業組合や肥料問屋の売込みが展開された。

しかし、経済不況に伴い生産物の販売価格の低迷と生産資材の相対的高値のため、節約による経営の合理化が必要となった。ことに米の生産費の現金支出のうちの肥料代は5年度生産費調査結果では約50%（直接的生産費中）を占めていた。肥料の消費は減少していったが、昭和7年頃から再び増加し始めた。肥料消費総額に対する自給肥料の割合は県の肥料統計からみると47%で自給肥料の増産は農家経済上緊急を要するとし、県は昭和8年（1933）から自給肥料改良増産奨励施設事業を行っている。その主な内容は、堆肥の改良増産指導地の設置、堆肥増施比較、金肥との消費比較、速成堆肥製造の講習会、堆肥改良増産競技会開催、緑肥の改良増殖、ゲンゲ採種圃設置10か所、緑肥種子購入と配布およびゲンゲ根粒菌培養配布、草木灰貯蔵施設補助、市町村養蚕実行組合の自給肥料関連事業、普及宣伝等であった。速成堆肥製

造の講習会、根粒菌の培養配布は農事試験場で行われた。

### (6) 台風の襲来

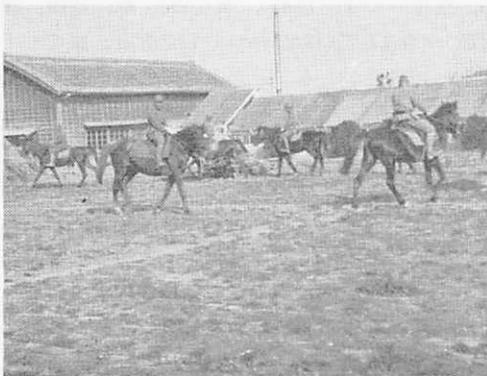
昭和9年9月21日、前夜から朝にかけ超大型の室戸台風が襲来した。平均風速35km/h 瞬間最大風速60m/s で数時間で大被害をもたらした。過去40年来の暴風雨で農作物は大被害をうけ、多年にわたる農村疲弊に続き農村はどん底におち込んだ。

農会では、風水害の実地調査をする一方、販売可能商品の売りさばき、野菜種子購入の斡旋、被害の大きかった果樹へは優良品種への更新、養蚕地帯へは代用作の研究と奨励を行った。県では、暴風雨農作物災害対策の協議会を開催し、被害額700万円の事後処理にあたった。農林省からは、平年作に対し5割以上減収した町村農会を対象に補助が行われた。

## 3. 戦時下における農業の動向

### (1) 戦争初期における生産体制

昭和12年（1937）7月に日華事変がはじまり、8月には事変対策として農山漁村政策綱要をきめ、銃後の農村の固めを強化する政策をとった。農村からは多数の応召兵士と徴発馬を送るほか、軍需上の労務も供給させられ、良質労働が減少した。肥料、飼料、燃料等の生産資材が欠乏し、合せて生産力は減退してきた。しかしながら戦争の遂行上食糧の生産の責任が前にもまして強化され、農村の食料生産の体制化と責任が課せられた。さら



農業試験場構内における乗馬訓練



徳島駅に出征兵士を送る

#### 第4章 昭和時代（戦前）

に都市にあふれた失業者（40万人）の救済対策として厚生省は帰農の奨励をはかったため、農村では受け入れざるを得なかった。こうした失業者は生産力として貢献しないばかりでなく農家支出が膨大にならざるを得なくなり農家経済は窮迫化した。さらに事変下の農業対策としては、労働と生産資材の減少に反して以前にもまさる生産力を発揮するにはもはや勤労奉仕など共同作業の体制化を進める以外に道はなかった。そこで作業の共同強化をはかるため、農業経営共同作業の単位は、農事実行組合とすることとし、1県少なくとも、1,000団体を指定することとし、昭和13年3月から5か年継続で行われた。

政府の方針により本県では1,000団体を指定し、「農業共同作業奨励施設ニ就テ」を発表し、農会幹部に示している。これを受けて各関係機関において部分的に行っていた農業の指導を系統農会が中心となって行うことになった。そのため農会では体制強化を目標に従来の農産物販売改善事業、小麦の販売統制、自給肥料等の生産指導に加えて農村総合経営強化として特に戦時体制下の実情に即し農民精神作興、農家経済自給部分の拡充、農業労働力の補給調整、応召農家の生活安定、軍需農産品の整備調達強化をはかった。

一方県でも国策の遂行に伴い、有畜農業の奨励とそれに対する飼料の自給方針、きゅう肥の利用方針を立てて普及徹底をし農山村経済更正を促進させた。また戦後生産対策としては月々の農事暦の発表と技術対策、肥料の合理的施用、自給肥料の増産、病害虫の防除と農薬の適正利用、副業の振興とその技術指導等共同作業の推進を行った。農会、農業試験場と連絡協調して、「堆肥週間」をつくる等経営改善の推進を行った。

昭和13年は明治27年測候所が開設以来の雨量を記録し、米はほぼ平年並であったが麦は大不作、養蚕では大凶作となり、室戸台風襲来の年（昭和9年）より不作となった。また過去の戦時下における農産物の生産高を統計から見ると、日清、日露両戦争時とも生産力は減少しており、このたびの戦時下においても労働力低下、生産資材不足から平年の生産力を維持することは困難とみられた。そこで、食料としてもまた燃料の原料としても利用できるサツマイモが重要視され増産に力を注い

だ。政府は燃料政策として無水酒精の専売計画を立てて（昭和12年3月アルコール専売法成立）増産計画を打ち出した。また県の農事試験場では、品種の選定、増収技術の開発試験に取りくんだ。

蚕業はレーヨンの進出により、重圧を受け繭糸価の暴落となったが、昭和14年の秋末からは需要が増加し高騰を続け、漸く更正の光明がみとめられた。昭和16年戦時体制に入ると食糧増産の必要上、政府の指示により1割を整理改植して減反し昭和18年には抜根を励行するなど食糧の確保を優先させた。しかし昭和17年には軍需物資としての重要性が増したため、割当て産繭の確保につとめた。昭和18年には重要自給繊維として125万貫がわり当てられ生産能率の増進をはかった。「繭の増産並びに供出措置要綱」が定められ、また「戦時繊維非常措置要綱」が定められ繊維資源確保のための政策が打出された。

#### (2) 農業生産統制の強化

戦争の長期化、深刻化に伴い、食糧確保の必要性が高まり農村にますます食糧生産の責任が課せられてきた。農村では生産資材・労働不足が進行する一方で、生産統制と供出が課せられるようになった。戦争開始後、昭和12年9月には戦時に対応して米穀の応急措置に関する件を公布し、政府の米穀の買入売渡の機能を拡大した。昭和14年4月重要農産物増産助成規則を制定し、戦時の食糧確保を目標に増産計画を立てた。食糧確保をより確実にするため、昭和14年11月には（米穀の配給統制に関する応急措置に関する件を即日施行し）米穀の強制買上制を規定した。続いて昭和15年4月には、米の強制出荷命令を発動している。つぎに食糧確保をより強行するため昭和15年10月には米穀管理規則を規定し、供出数量の割当てを生産者、地主に行い米の国家管理を行った。戦争も深まったこの頃の米の作況は天候にめぐまれず昭和16、18、19年と不作が続いた。昭和19年4月には米穀増産および供出奨励に関する特別措置として供出の集落割当てを行い、供出の責任体制を強化した。

麦類についても供出制がしかれ、昭和15年6月には配給統制規則により政府の強制買入措置がとられ、米と同様に生産の統制下におかれた。一方

生産資材の不足により生産条件はしだいに悪化してきた。昭和13年5月には、飼料作物の自給奨励規則を出して増産を奨励したが、昭和16年10月には、農地作付統制規則を制定、ついで同12月27日には農業生産統制令をした。これにより農作物の作付農業労働力の組織化、生産方法、離農について、農会に統制機能を与えた。つぎに昭和17年1月には農業生産申告規則を制定し、農業生産統制令による生産計画や労働調査を行った。ついに昭和19年3月に制定した農業生産統制令では戦時農業委員会を指定し離農を制限し、徴用から除外する等農村の労働力、生産の担い手確保をはからなければならない事態となった。

飼糧配給統制法が昭和13年3月に、農業薬剤配給統制規則は昭和15年10月に、農機具の配給統制規則が昭和15年11月に制定され、国からの米麦の供出の割当に対し、生産資材不足で農家は供出量や自家用米確保に困窮した。生産資材の配給と統制については昭和12年9月には臨時肥料配給統制法により統制されたが、翌13年11月には肥料割当制が実施された。

一方、食糧も配給制から割当制となり昭和13年

は米穀配給統制法がしかれ、米穀商は許可制となり従来の米穀取引所を廃止し、新市場の一元化をはかった。つぎに昭和15年7月には米穀配給統制がしかれ、昭和16年4月には主食の配給通帳制となった。戦争も末期になった昭和20年7月には主食の1割減配（1人1日2合1勺）を実施するところとなった。

食糧以外の配給統制にはまず燃料が対象となり昭和14年7月に木炭、昭和14年8月には原料サツマイモ、昭和15年4月には石炭が配給制となった。そのほか昭和15年には1月に生糸、6月には麦類、7月には青果物、小麦、8月には小麦粉、澱粉類、わら工品、魚油、10月には牛乳、乳製品、鶏卵、11月には雑穀、昭和16年4月には鮮魚介類、昭和18年5月には薪炭、昭和19年7月には木材が配給統制化された。昭和19年後半には配給停止となった。

国をあげての食糧生産確保も労力、生産資材不足から目的は達成できず、昭和17、18、19年の風水害により絶対的不足を余儀なくされ困窮をきわめた状態で終戦を迎えることとなった。

## 第2節 組織・機構・施設（諸規定など）

### 1. 組織・機構の変遷

創設以来、数回に及ぶ機構改革を経てきているが、今期は全期間を通じて徳島県立農事試験場（明治41年、徳島県告示第47号）と称されている。今期のはじめ昭和元年の組織は、種芸部、化学部、菌虫部、園芸部の4部からなり庶務係と会計係とで構成されていた。それまで行ってきた養鶏事業は園芸部に属しており昭和2年度の種卵配布を最後に廃止し、新たに畜産振興のために設立された種畜場に昭和4年1月（種畜場開場式昭和4年9月5日）に移管した。昭和3年には、園芸作物の奨励、普及のために設置された園芸指導地ならびに試験地（大正14年に設置）のうち試験地を残して指導地を廃止した。

昭和8年（1933）には、果樹栽培の振興に対応

して温州ミカンを中心にした栽培試験を実施するために勝浦郡生比奈村に柑橘栽培試験地を設置した。昭和13年には本場を改築し那賀郡富岡町領家字野神に富岡試験地を、三好郡池田町新山には池田試験地を設置した（昭和13年、公示第329号）。

昭和17年（1942）には、富岡試験地、池田試験地をそれぞれ富岡分場、池田分場に改称し（昭和17年、告示第213号）、このように組織機構は変わってきた。研究体制については昭和13年（1938）の庁舎改築を機会に試験地を設置したことにより前期に比較して地域的対応をしつつ整備充実がはかられてきた。

農業指導者の養成機関の変遷については昭和2年（1927）には、それまで徳島県農会の委託により農業技術員の養成を行っていたがこれを中止し当場に徳島県農業技術員養成所を併設した（昭和

第4章 昭和時代（戦前）

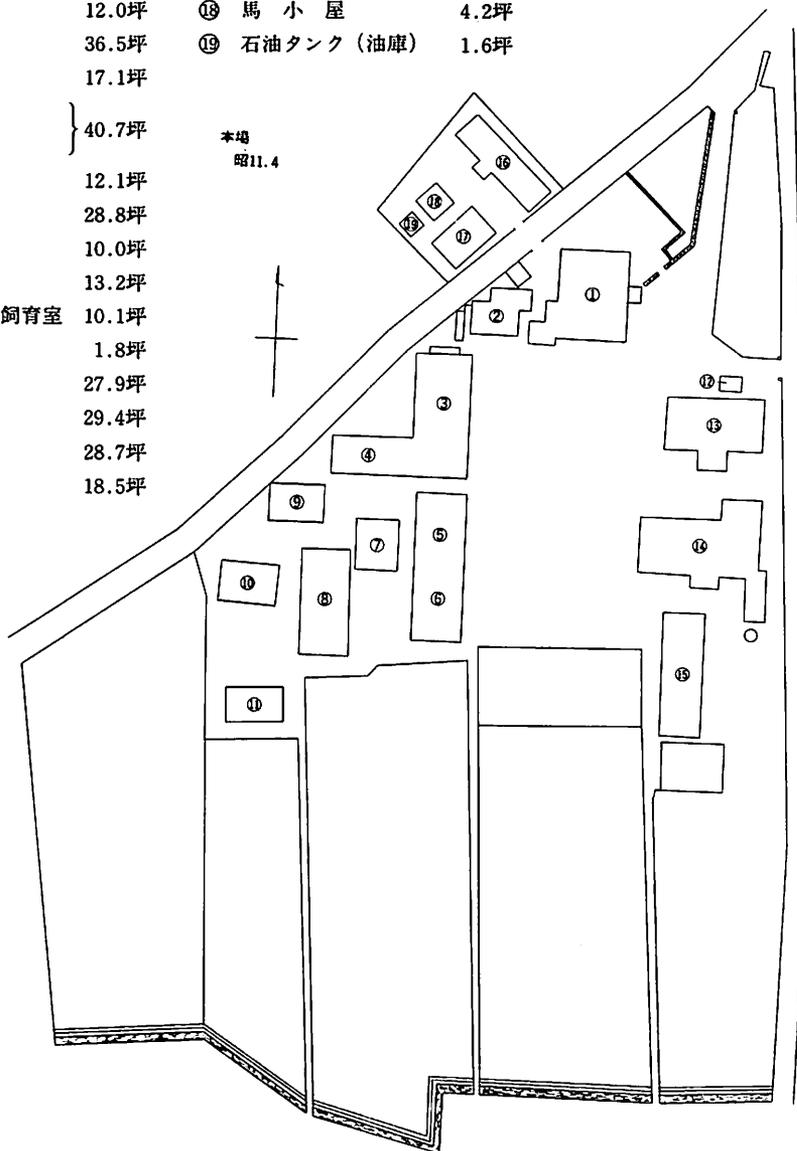
2年 県令第26号）。

昭和13年（1938）には、徳島県農業技術養成所を徳島県農会技術員養成所に改称することになったが（徳島県令第26号）、5年後の18年（1943）には再び徳島県立農業技術員養成所と改称した（徳島県令第44号）。なお技術員養成所の外に、徳島県立農事試験場練習生規定が定められ昭和6年

（1931）から練習生を養成している、技術員の指導体制については、名称変更を伴いながらも継続して行われ、また精農家育成のための練習生受入体制が確立し増産体制に対応して変遷してきた。

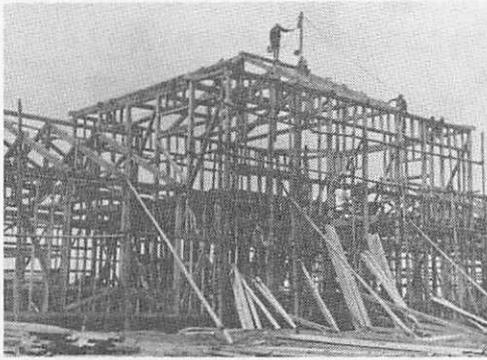
なお改築前の本場の施設および建物配置図は、つぎのとおりである。

① 事務室（本館）	38.9坪	⑰ 作業室	10.7坪
② 物置	12.0坪	⑱ 馬小屋	4.2坪
③ 園芸室	36.5坪	⑲ 石油タンク（油庫）	1.6坪
④ 原種圃作業室	17.1坪		
⑤ 農具陳列館	} 40.7坪		
⑥ 種芸部			
⑦ 火力乾燥室	12.1坪		
⑧ 小麦係室	28.8坪		
⑨ 物置	10.0坪		
⑩ 堆肥小屋	13.2坪		
⑪ ベタリア瓢虫飼育室	10.1坪		
⑫ ガス発生室	1.8坪		
⑬ 化学室	27.9坪		
⑭ 作業室	29.4坪		
⑮ 温室	28.7坪		
⑯ 肥料物置	18.5坪		



第2図 建物園場配置図 名東郡加茂名町大字東東村字戸尻（昭和11年4月）





建築中の本館（昭和13年）

雑費1,182円を翌年度追加予算額として13年度に送っている。13年度の支出額は、建築費5万5132円、設備費3,365円、雑費1,182円、敷地費5万6865円（土地購入費4万8999円、敷地費7,866円）で12年度分を合せて総経費11万8035円を費した。

本館は当時の場長野坂象之氏が前に勤務していた香川県農事試験場（昭和5年移転改築）を参考に設計したものであるといわれている。そして昭和14年4月13日講堂で約350名の出席のもとに落成式が盛大に挙行された。引続き落成式を記念して優良農具展、農作物試験成績品展が13・14日の両日行われた。

1939年4月の改築記念農事試験場一覧によれば面積、建物は次のとおりである。

土地面積	5町1反5畝部	
┌	建物敷地	1町
	圃場	4町1反5畝
┌	水田	3町2反
	畑	8反
	果樹園	1反5畝

圃場の内訳

種芸試験地	2町6反
小麦奨励品種決定試験地	3反
水稻原種圃	3反
小麦原種圃	1町1反
蔬菜園	3反7畝
蘿蔔品種改良試験地	5反
菌虫試験地	1反5畝
化学試験地	2反5畝
果樹園	1反5畝
其他	1反3畝

建 物

本館	120坪(延155坪)
講議室兼参観人控室	50坪
化学室	47坪
園芸作業室及農夫室その他	55坪
小麦納倉兼作業室	28坪
燻蒸室	4坪5合
ベタリア瓢虫飼育室	12坪5合
温室	62坪
宿直室及物置	32坪5合
倉庫	6坪(延12坪)
農具室	38坪5合
石油庫	1坪
農夫舎	16坪
厩舎	15坪
堆肥舎	20坪
廊下便所其他	125坪75合

(2) 試験地及び分場

① 富岡試験地（後分場）

総面積	1町7反	
┌	建物、敷地	2反
	圃場	1町5反
┌	米麦原種圃	米1町2反 (麦1町)
	種芸試験地	3反

建物	本館	27坪
	収納舎	24坪
	倉庫及調査室	21坪
	堆肥舎	15坪
	職員住宅	25坪

② 池田試験地（後分場）

敷地20a、水田27a、畑140aは町からの寄附を受けたものであった。

総面積	2町5反	
建物敷地	2反	
圃場	1町6反5畝	
┌	水田	2反7畝15
	畑	1町3反7畝15
┌	普通作物圃	1町
	特用作物圃	2反
	果樹園其他	1反7畝15

## 借地

畑, 清酒甘藷試験地	3反
畑, 玉蜀黍試験地	3反歩 (内1反借地)
畑, 玉蜀原種圃	5畝

本館	27坪	} 計83坪
作業室兼収納舎	32坪	
堆肥舎	12坪	
甘藷収納舎	12坪	

職員住宅2棟 1号17坪, 2号15坪 計32坪

(\*生徒用の寄宿舎として利用していたが後に火災により焼失)

徳島毎日新聞は紙面で次のとおり報じている。

・昭和14年4月14日

鮎喰川畔に近代史を誇る

県農事試験場落成式

40また7年以前の建物と設備で今日の県下八万の農家を指導開発は不適當であると、県農事試験場は前の野坂場長時代に計画、清水知事、工藤経済部長、森岡農務課長の努力で4万8390円の総工費を投じ、地方篤農家の援助で、近世式木造の時代建築と、設備が整えられた。これが落成式は4月の13日講堂で盛大に挙行された。

来賓として県市郡農会長、県議会議員、町村長会長、県の関係者、市会議員、日刊新聞記者、其他関係官民、協賛会長、工事請負人其他で350余名である。式次は森岡農務課長の開式の辞、宮城遙拝、皇軍将兵武運長久祈願黙禱、修拔、献饌、河野齋主の祝詞次いで祭主知事、河野齋主、岸野県会議長、迫経経済部長、森岡農務課長、中村土木課長、多田県農会長、工藤徳島市長、市会議長代表、佐野農事試験場長、吉田協賛会長、楠工事請負人、玉串奉典に次いで撤饌昇神、清水知事、木村土木課長、来賓として岸野県会議長、工藤市長、多田県農会協賛会長、吉田存一氏その他、諸氏の祝詞があつて佐野農事試験場の閉式の挨拶で滞りなく式を終った。引き続き、同講堂で試験場に関係のある県下各方面の結合である改築落成祝賀協賛会の祝賀宴を開かれた。吉田協賛会長の挨拶、岸野県会議長の謝辞、万歳三唱などあつて午後二時頃散会した。当日は、農具の展示会を開いて、

一般の縦覧を求める計画であつたが折柄の降雨で沙汰止となった。何れ日を定めて開会する様である。

・同 4月15日

13日豪雨のため一時阻止されしも午後から晴れて14日多数の参観を呼んでいる。

## ③ 生比奈柑橘栽培試験地の設置

勝浦町前史によると、昭和8年柑橘試験地の用地として、三溪字栗城の水田3反歩(29.8a)および事務所、物置、作業場の敷地として5坪(16.5㎡)を町から県に寄附を受け地元の武田繁太郎氏他13名から1,050円の寄附を受けたとあり、昭和8年に設立し、昭和9年に開園した。

土地 4反18歩、建物敷地 1畝

## 3. 職員数の動き

当期のはじめは、種芸部、化学部、菌虫部、園芸部、庶務会計から成り、昭和8年から柑橘試験地が、昭和13年から富岡試験地(昭和17年から富岡分場に)と池田試験地(昭和17年から池田分場に)が加わりそれぞれに担当をおいていた。

## 職員および担当の改変

場長は、地方農林技師で場長の外種芸部と園芸部に1名ずつの同技師がいて地方農林技師—農林技手—助手で構成されていた。なお化学部と菌虫部は農林技手と助手から成っていた。昭和17年から地方農林技師は地方技師に、農林技手は徳島県技手に変更したが、昭和19年には徳島県技手は徳島県技師に改称された。庶務会計は昭和2年からは徳島県農林主事補が担当し昭和17年からは徳島県属に変わった。12年からは助手が加わって従事していた。

なお各部に主任が昭和7年まではおかれていたが、昭和8年からは主任制を廃止している。

種芸部は、地方農林技師が1名と、地方農林技手3名と助手1名でスタートした。それぞれ技手の役割は農具係、原種係、育種係の3つの係に分担されていた。農具係は昭和13年まで、原種係と育種係は昭和7年までであつたが、その後原種圃が昭和8年から10年まで、米裸麦原種圃が昭和11年から12年まであり、小麦担当が昭和8年から13年

第4章 昭和時代（戦前）

までと役割分担が変ってきている。助手は、種芸部として1名から3名程度いたが、昭和16年から18年まで酒精甘藷担当がおかれ、昭和17年から水陸稲特殊実地指導がはじまり囑託として1名が従事していた。昭和14年以降になると助手の交代がひんばんで3カ月から一年未満で職員が替っている。この間の種芸部は育種部門の強化がみられ従来の稲麦、特作のほか、ダイコン（2～11年）、スイカ（9～11年）の新品種育成と採種事業を実施している。ダイコンとスイカについては昭和12年以降園芸部に引継がれている。昭和13年に池田と富岡に試験地が設置されたため、陸稲と雑穀の試験および原種栽培は池田に水稲と裸麦の原種生産は富岡試験地に移され、種芸部では水稲、麦類、

特用作物の栽培部門を中心とし原種は小麦だけとなった。農具係は従来どおり種芸部の担当であったが専門職員はおらず14年以降は実施されていない。園芸部は、昭和3年まで地方農林技師1名、農林技手1名と園芸指導地担当の助手6名がいたが昭和3年の園芸指導地の廃止とともに担当職員の設置も廃止された。昭和4年からは蔬菜を担当する技師1名と、果樹担当の技手1名の2名であったが12年にはダイコン、スイカを担当する助手1名が加わり、さらに昭和12年から17年まで業務として技師が配属されていた。なお昭和19年には技師2名（地方農林技師1名と技手から昇格した県技師）と助手1名であった。この間の園芸部は蔬菜（キュウリ、ナス、カボチャ、ジャガイモ、

第2表 職員構成と員数\*

昭和年代	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
本 場	研究	16	16	17	12	12	12	11	13	13	12	12	16(3)	15(3)	13(3)	13(2)	17(2)	16(2)	17	13	16
	事務		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2
	技能																				2
	計	16	17	18	13	13	13	12	14	14	13	13	18(3)	17(3)	15(3)	15(2)	19(2)	17(2)	19	15	20
池田 分場	研究												2	2	2	2	2	3	4	2	
	事務																				
	技能																				1
	計												2	2	2	2	2	3	4	3	
富岡 分場	研究												1	2	2	3	2	1	3	1	
	事務																				
	技能																				1
	計												1	2	2	3	2	1	3	2	
柑橘 試験地	研究																				
	事務																				
	技能																				1
	計																				1
講習 所	研究																				
	事務																			1	
	技能																				
	計																			1	
合 計	研究	16	16	17	12	12	12	11	13	13	12	12	16(3)	18(3)	17(2)	17(2)	22(2)	20(2)	21	20	19
	事務		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	3	2
	技能																				5
	計	16	17	18	13	13	13	12	14	14	13	13	18(3)	20(3)	19(2)	19(2)	24(2)	21(2)	23	23	26

\* 3月31日在職者数

ベツ、一寸ソラマメ、スイカ、ダイコン）と果樹（ナシ、温州ミカン）を対象としていた。業務の内容には試験としてはこれらの品種、育種、栽培法に関するものがあり、他にダイコン、サツマイモの原種生産と配布および梅苗木養成配布を含む種苗配布があった。

化学部では昭和2年までは場長が兼務し、3年からは農林技手1名が加わり2名で実施していた。技手1名の期間もあったが12年から助手が2名加わった（国の補助職員）。兼務職員が昭和12年から14年までは2名、15年から17年まで1名いたが昭和14年からは技手1名と助手2～4名が担当していた。この間には特に合理的施肥法樹立のための施肥標準調査事業が昭和12年から13年計画で開始されこのため昭和12年からは施肥標準調査、16年から施肥基準担当者に分かれていた。

菌虫部は主任として技手が1名であったが、昭和11年から17年まで助手が1名加わった。さらに昭和17年から技手が1名加わり3名になったが、18年から助手がいなくなり技手2名となった。昭和16年から食糧増産の一環として病害虫発生未然防止の必要性から病害虫発生予察事業が発足し、これに伴い観察地点（業務委嘱）6か所を設けた。

富岡試験地は、設立された昭和13年から技手1名（12年まで種芸部助手）、助手1名が配属された。その後分場となった昭和17年からはさらに助手が1名加わった。業務の内容は水稻、裸麦と菜種の栽培や品種改良に関する試験と水稻、裸麦の原種生産であった。

池田試験地は、昭和13年に技手と助手の2名が配属され、昭和18年と昭和19年には助手が1名ずつ加わった。業務の内容は水稻、裸麦、小麦、サツマイモ、陸稲、ジャガイモ、大豆、トウモロコシ、茶、ハッカ、コンニャク等多品目にわたる栽培・品種改良試験と大豆、サツマイモ、トウモロコシの原種生産を担当していた。

庶務会計係は農林主事補1名であったが本場の改築と用地の国有化ならびに試験地の設立をひかえて昭和12年から助手が1名加わり計2名となった。

技術員養成所における指導は場の職員が当たっていたが徳島県立農業技術員養成所の時代において昭和19年だけであるが、専任の嘱託を1名おいて運営に当たっていた。

## 4. 改変された組織

### (1) 養鶏事業の移管

今期は、大正末期に始まる世界的大恐慌で農村不況の波にのまれた。国は農村恐慌の対策として昭和2年から鶏卵増産計画をたて養鶏奨励を出し畜産振興を行った。本県では、昭和3年通常県会で種畜場設立を議決している（昭和4年1月11日に県庁内に事務所を設置し、業務を開始し同9月5日に開場）。

当場では、それまで種卵の配布を行っており、昭和元年に816個、昭和2年に505個の配布を行ったが、これを機会に昭和3年からは養鶏事業は種畜場に移管した。

### (2) 園芸指導地の廃止と試験地

園芸作物の栽培奨励普及を図るため、試験地と共に大正14年から設置し、各種野菜の栽培展示と技術指導をはかり本県の副業振興と特産品の生産指導の役割をはたしていたが昭和3年を最後にとりやめた。なお、その後の試験地としては、尖喰の野菜促成栽培は、大正14年～昭和8年、筍の早期採取は大正14年～昭和9年、柑橘の肥料試験石灰加用は大正14年～昭和6年、ナシの肥料試験は大正14年～昭和4年の間行った。昭和5年以降試験地を委託試験地と改称している。また委託試験の中でも昭和5～8年まで温床醗熟材料比較試験昭和7～8年までスイカ肥料試験が加わっている。大正14年から継続または引継がれた委託試験はタケノコを除いて終了し、タケノコのみ昭和9年で終了した。ただし果樹については、昭和3年の担当設置を機に新たな試験を開始した。

### (3) 生比奈柑橘試験地の設置

県は、大正末期から昭和にかけて園芸作物の栽培奨励をはかっている。この一環として園芸指導地と試験地を大正14年から昭和3年にかけて設置し、その生産ならびに技術の普及の拠点とした。その試験地の中で柑橘温州ミカン肥料試験は勝浦郡横瀬町三溪と生比奈村沼江に、ナシの肥料試験は板野郡大津村大津野に設置していた。

昭和4年からは、本場では果樹品種試験を実施し、ナシ、アンズ、ブドウ、クリ、カキを供出し

ていたが、当時、柑橘は栽培適地である勝浦郡横瀬町、生比奈村で委託試験として実施していた。委託試験は昭和6年まで4課題を実施しており、昭和7年から新規課題をあげていたが同年の県会で試験地設立が決議され圃場の変更を余儀なくされたため中止している。

県会における試験地設置の決議内容によると柑橘は逐年発達し年産額50万円をこえており、山村地方に於ける有望作目で県外にも移出しており、他県産の優良種に圧迫される可能性がある。現在の委託試験は規模が小さいので今後栽培その他の試験研究を強化して、発達を図りたいと記述されている。設立に当っては生比奈村が候補地として上げられた。村ではすでに経済更正計画の中で果樹の振興を打ち出してクワから果樹への改植、柑橘の試験を行うなど、試験地設置には積極的であった。県立の果樹試験地を誘致するためには、地元から試験地3反、倉庫、事務所の敷地を寄附しなければならないことをあげ村会で協議している。結局、三溪栗地域の水田3反と事務所、物置、作業場の敷地5坪を町から県に寄附し、地元の14名の者から試験地に要する経費として1,050円の寄附を受理している。

なお、昭和8年は開園準備の年となり昭和9年に開園し、4月から定植をはじめている。

#### (4) 富岡試験地と池田試験地の設置

本場が吉野川流域地帯に位置するのに対し、県南、県北への地域的対応が必要となり、富岡町と池田町に試験地を設置した。当時は戦時体制にはいった直後であり副業の振興、食糧増産の任務が農事試験場に課せられていた。富岡試験地は県南地方に適する作物の栽培試験を目的に設置された。すなわち、那賀川流域以南の地帯は温暖多雨で、地力の消耗が甚だしく、加えて毎年台風その他の災害を授ける等吉野川流域地帯と異なるので県南地方を対象とした米、麦の品種改良ならびに栽培方法に関する試験を実施して、農業生産力を高めるとともに、農業経営の改善に資するためであり、合せて水稻、裸麦の原種栽培も実施することにした。

池田試験地は県北方の栽培試験を目的に設置された。設立直後から陸稲、サツマイモ、トウモロコシ、大豆の栽培試験、トウモロコシ、大豆の原種生産と本県山間および中山間地帯における水稻奨励品種選定のための品種比較試験を実施するようにした。その後、茶、ハッカ、コンニャク、除虫菊、ワタ、山間地の適作物選定のための畑作物の栽培試験を加え県西部の農業技術の基幹として設置された。

### 第3節 種苗・根粒菌配布など

#### 1. 原種配布

農作物(畜産を含む)の改良品種を普及することも当時の農事試験場としては重要な任務であった。昭和のはじめは大正時代から継続していた水稻、裸麦、小麦の原種配布と種卵の配布を行っていた。そのうち種卵の配布は昭和2年を最後に種畜場に移管した。水稻と麦については昭和3年に「徳島県立農事試験場米麦原種配布規則」が改定された。その後食糧増産とそれに伴う副業振興により雑穀、野菜、果樹の原種配布が行われた。特にダイコンは当场で品種改良を行い漬物用の良質品種の育成に力を注いだ。

#### (1) 稲

昭和1・2年は場内で1haの原種圃で生産していたが昭和3年から「徳島県立農事試験場米麦原種配布規則」の改定と同時に原種圃が1.5haに拡張され配布量も増大した。昭和13年に試験地が設置され水稻の原種生産は富岡試験地で行うようになった。昭和16年からは食糧増産のため、陸稲の原種配布も開始した。陸稲は池田分場でその後昭和25年まで生産していた。

#### (2) 麦 類

昭和2～5年は本場で1haの原種圃で種子生産

をしていた。昭和3年に稲と共に「徳島県立農事試験場小麦原種配布規則」が改定され摘要された。小麦の原種圃は昭和6年には50aであったが翌年昭和7年には小麦増産5カ年計画により生産を強化し1.1haに拡大した。分場設立後も小麦の原種生産は本場で行っている。裸麦は昭和6年には1haを本場で生産していたが昭和13年からは富岡試験地で行うようになった。昭和17年には原種圃を2.2haに拡大し、配布数量も2倍にふやした。

### (3) 大豆

昭和10年から25aを本場で3か年生産したが、昭和13年からは池田分場で生産し同年から15年までは28a、16年は52a、17年からは54aに徐々に生産を拡大し配布数量もふやして行った。

### (4) トウモロコシ

池田試験地設立を機に昭和13年から24年まで生産し16年までは3a、17年からは5a～10aの原種圃を設置していた。

### (5) サツマイモ

昭和10年、11年に本場の園芸部で原種圃30aで生産していたが12年には本場の改築のため生産せず13年には再び30aを原種生産にあてていた。その後増産の必要から農家委託にして1haに拡張した。

### (6) 野菜類

#### ① ダイコン

昭和2年に漬物用ダイコンの品種改良事業が開始されその効を奏し昭和5年に阿波中生一号と阿波晩生一号を育成した。昭和6年に本場で栽培したものを7年度に配布したのがはじまりである。昭和7年には場では品種改良を中心にし原種圃は農家に委託している。昭和11年から阿波中生一号をやめて阿波中生二号と阿波晩生一号の2品種を、昭和15年からは阿波早生一号を加えて3品種の種子配布を行った。なお昭和12年には1,700haの栽培面積のうち6割を毎年更新する計画であった。昭和18年から(23年まで)国庫補助による原種配布が行われた。

#### ② その他の野菜類

国庫補助による原種配布が昭和18年から23年ま

で行われ先のダイコンの他、ホウレンソウ、ソラマメの配布が行われた。なお、チシャについては昭和19年だけに行っている。

### (7) 果 樹

カキ、ウメ、ビワを昭和7から11年に苗木を育成して配布を行った。またウメについてはその後13年から3か年配布を行っている。

## 2. 根粒菌培養配布

昭和8年から緑肥作物根粒菌培養配布事業によりゲンゲ根粒菌の配布をはじめた。昭和10年から畑作改善奨励施設の設置に伴い大豆類根粒菌配布を開始した。緑肥作物として11年からゲンゲの外、青刈大豆、青刈ソラマメ、15年からコモンベッチ(ザートウィッケン)、18年から黄花ルーピン根粒菌を加え、昭和19年から畑作大豆根粒菌を加えて配布し食糧増産のための地力培養を行っていた。

## 3. 天敵の導入と配布

野そに対する防除として昭和9・10年に野そチブス菌を配布したがその成果を確認するに致らず中止した。

大正後期に柑橘栽培地にイセリヤカイガラムシが蔓延したため大正14年からその天敵ベダリヤテントウムシの飼育を行い各地に配布した。配布は大正15年から昭和15年まで行った。

### 徳島県立農事試験場大豆、甘藷原種配付要項

- 第一 大豆、甘藷優良品種ノ普及増殖ヲ圖ル爲農事試験場ニ於テ育成セル原種ヲ本要項ニ依リ無償配付ス
- 第二 原種ハ採種圃ヲ經營スル市町村、市町村農會又ハ農事改良實行組ヲシテ採種圃ヲ經營セシムル市町村、市町村農會ニ之ヲ配付ス但シ右ノ他農事試験場長ニ於テ適當ト認メタルモノニ配付スルコトアルヘシ
- 第三 原種ノ配付ヲ受ケントスルモノハ原種配付申請書(第一號様式)ヲ毎年一月末日迄ニ農事試験場長ニ差出スヘシ
- 第四 前項ノ申請ニヨリ配付スヘキ原種ノ品種名

#### 第4章 昭和時代（戦前）

及數量ハ農事試験場長ニ於テ査定シ申請者ニ之ヲ通知ス

第五 原種ノ配布ヲ受ケタルモノハ採種圃設置報告（第二號様式）ヲ大豆甘藷共ニ其ノ年七月末日迄ニ農事試験場長ヲ經由シ知事ニ差出シベシ

第六 採種圃ニハ建札ヲ樹テ之ニ品種名栽培反別及擔當人氏名ヲ記載スヘシ

第七 原種ノ配付ヲ受ケタルモノ其ノ生産種子配付成績報告（第三號様式）ヲ大豆、甘藷共ニ翌年七月末日迄ニ農事試験場長ヲ經由シ知事ニ差出スヘシ

第八 第五、第六、第七ノ規定ニ違反シタル時又ハ採種圃ノ經營不適當ト認メタル場合ハ爾後原種ノ配付ヲ爲サ、ルコトアルヘシ

#### 德島縣立農事試験場蘿蔔原種配付規程

昭和八年七月八日

德島縣告示第三四七號

第一條 蘿蔔獎勵品種ノ普及増殖ヲ圖ル爲農事試験場ニ於テ育成セル原種ヲ本規程ニヨリ配付ス

第二條 原種ハ左記各號ノ一ニ該當スルモノニ對シ之ヲ配付ス

但シ配付種子ニ殘餘ヲ生シタルトキハ農事試験場長ノ適當ト認メタルモノニ對シ配付スルコトアルヘシ

一、郡農會ニ於テ其管轄町村農會ノ聯合採種圃ヲ經營スル場合

一、市町村市町村農會ニ於テ採種圃ヲ經營スル場合

第三條 配付スベキ原種ノ品種名豫定數量及價格等ハ毎年之ヲ告示ス

第四條 原種ノ配付ヲ受ケントスルモノハ事業計畫ヲ樹テ原種配付申請書（第一號様式）ヲ毎年七月末日迄ニ農事試験場長ニ提出スヘシ

第五條 前條ノ申請ニヨリ配付スベキ原種ノ品種數量價格及配付期日等ハ農事試験場長之ヲ決定シ申請者ニ通知ス

第六條 前條ノ通知ヲ受ケタルモノハ指定日迄ニ代金ヲ納入シ現品ノ配付ヲ受クヘシ指定期

限内ニ代金ノ納入ヲナササル場合ハ配付ヲ取消スコトアルヘシ

第七條 原種ノ配付ヲ受ケタルモノハ採種圃設置報告書（第二號様式）ヲ其年十二月末日迄ニ生産種子配付成績報告書（第三號様式）ヲ翌年十月末日迄ニ農事試験場長ニ提出スヘシ

第八條 採種圃ニハ品種名栽培反別經營主体及ヒ擔當者氏名ヲ記載セル建札ヲ建テ耕種方法ニ關シテハ縣及農事試験場長ノ指示ヲ受クヘシ

第九條 第七條第八條ノ規程ニ違反シタルトキ又ハ採種圃ノ經營不適當ト認メタルトキハ原種ノ配付ヲ爲ササルコトアルヘシ

第十條 原種ノ配付ヲ受ケタルモノハ如何ナル事由アルモ代金ノ返還若ハ減額原種ノ再交付又ハ損害ノ賠償等ヲ要求スルコトヲ得ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 德島縣立農事試験場豆類根瘤菌配付要項

第一 畑作改善獎勵ノ爲大豆増殖ノ目的ヲ以テ德島縣立農事試験場ニ於テ培養セル大豆根瘤菌ヲ本要項ニ依リ無償配付ス

第二 配付スヘキ大豆根瘤菌ノ培養量ハ大豆栽培反別五拾町歩分ニ限ル

第三 大豆根瘤菌ハ郡市農會ニ配付ス、但シ學校其ノ他ノ團體ニシテ農事試験場長ニ於テ適當ト認メタルモノニ對シテモ配付スルコトアルヘシ

第四 根瘤菌ノ配付ヲ受ケントスルモノハ配付申請書（第一號様式）ヲ毎年四月十日迄ニ農事試験場長宛差出スヘシ

第五 前項ノ申請ニヨリ配付スヘキ數量及配付期日ハ農事試験場長之ヲ決定シ申請者ニ通知ス

第六 配付ヲ受ケタル郡市農會ハ都内希望者ニ配付シ毎年八月末日迄ニ配付報告（第二號様式）ヲ農事試験場長ニ差出スヘシ

#### 綠肥作物根瘤菌配付要項

第一 綠肥作物増産ノ目的ヲ以テ德島縣立農事試験場ニ於テ培養セル綠肥作物根瘤菌ヲ無償

- 配付ス。
- 第二 交付スヘキ緑肥作物根瘤菌培養量ハ紫雲英根瘤菌百五十町歩、青刈大豆根瘤菌五十町歩、青刈蠶豆根瘤菌三十町歩分ヲ限ル。
- 第三 緑肥作物根瘤菌ハ郡市農會又ハ郡市養蠶業組合ニ配付シ、之ヲ採種圃ヲ經營スル町村農會、町村養蠶實行組合ニ配付尚余分アルトキハ一般當業者ニ配付セシム。但シ學校其他ノ団体ニシテ農事試験場長ニ於テ適當ト認メタルモノニ對シテハ交付スルコトアルヘシ。
- 第四 緑肥作物根瘤菌ノ交付ヲ受ケントスルモノハ交付申請書（様式第一號）ヲ毎年八月末日（青刈大豆根瘤菌ニ關シテハ二月末日）迄ニ農事試験場長宛提出スヘシ。
- 第五 前項ノ申請ニヨリ交付スヘキ數量及交付期日ハ農事試験場之ヲ決定ス。
- 第六 交付ヲ受ケタル郡市農會又ハ郡市養蠶業組合ハ管内希望者ニ配付シ配付報告（様式第二號）ヲ毎年十一月末日（青刈大豆根瘤菌ニ關シテハ五月末日）迄ニ農事試験場長宛提出スヘシ。

- 徳島県立農事試験場野鼠窒扶斯菌配付要項  
（昭和九年七月十三日告示第四百六十二號）
- 徳島県立農事試験場野鼠窒扶斯菌配付要項差ノ通り定メタリ
- 徳島県立農事試験場野鼠窒扶斯菌配付要項
- 第一 野鼠ノ駆除ヲ圖ル爲農事試験場ニ於テ培養セル野鼠窒扶斯菌ヲ本要項ニ依リ配付ス
- 第二 野鼠窒扶斯菌ハ市町村又ハ郡市町村農會ガ事業計畫ヲ樹立シ野鼠驅除ヲ行ハントスル場合ニ之ヲ配付ス但シ農事試験場長ノ適當ト認メタル場合ニ於テハ其他ノ者ニ對シテモ配付スルコトアルヘシ
- 第三 野鼠窒扶斯菌ノ配付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニヨリ配付申請書ヲ毎年十月三十一日迄ニ農事試験場長ニ提出スヘシ
- 第四 前項ノ申請ニ依リ配付スヘキ數量及配付期日等ハ農事試験場長之ヲ決定シ申請者ニ通知ス配付ハ毎年十二月ヨリ翌年三月迄ノ間ニ於テ之ヲ行フ
- 第五 野鼠窒扶斯菌ノ配付ヲ受ケタル者事業終了シタルトキハ直チニ其ノ實施狀況報告書ヲ様式第二號ニ依リ農事試験場長ニ提出スヘシ

## 第4節 農業技術指導・教育

### 徳島県農業技術員養成所

徳島県農業技術員養成所が昭和2年6月8日徳島県令第26号により場に併設されることになった。所長には農事試験場長がなり、指導には農事試験場職員が当たっていた。養成所は町村農会の技術員を養成することを目的とし、修了生は主に町村農会に就職していた。（当養成所は、大正2年に農会技術員養成講習所として県農会で設立されたものである。大正2年から昭和2年までは、農会の運営により農事試験場は農会から委託をされ技術指導に当たっていた）。次に昭和13年には、名称を徳島県農会技術員養成所に改称（県令第26号）したが、昭和18年には再び名称を改め徳島県立農業技術員養成所としている（昭和23年まで）（県令第

44号）。

内容も多少の変更があり定員を20名に増員し、修業年限を1年2ヵ月とし、2ヵ月間は農会での実地見習いとしている。この間に昭和12年5月5日に修了生を対象にした指導講習会を開催し、これを機会に修了生を正会員とする同窓会「稔会」が発足し、昭和13年3月に「稔会報」の創刊号を発刊している。

### 徳島県立農事試験場練習生

昭和6年から精農家養成のため、練習生を養成している。練習期間は1か年で毎年卒業生を送り出している。

第4章 昭和時代（戦前）

徳島縣農業技術員養成所規程

昭和二年六月八日

徳島縣令第二十六號

沿革昭和五年四月縣令第十六號昭和六年二

月第五號七年二月第四號九年二月第五號改正

徳島縣農業技術員養成所規程左ノ通定ム

徳島縣農業技術員養成所規程

第一條 農業技術員ヲ養成スル爲農事試験場内ニ農業技術員養成所ヲ置ク所長ハ農事試験場長ヲ以テ之ニ充ツ

第二條 本養成所ノ修業年限ハ一年トス

第三條 本養成所ニ入學スルコトヲ得ル者ハ農業學校（高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ修業年限三年以上ノモノ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ修業年限五年以上ノモノ）卒業者又ハ所長ニ於テ之ト同等以上ノ實力有リト認メタル年齢十八年以上ノ者ニ限ル

第四條 本養成所ニ入學セシムヘキ生徒ノ數ハ五名以內トス

第五條 本養成所ニ入學ノ許可ヲ得タル者ハ保證人ヲ定メ別記様式ノ誓約書ヲ差出スヘシ前項ノ保證人ハ本縣内ニ住所又ハ居所ヲ有スル成年者タルコトヲ要ス

第六條 本養成所ノ學科目左ノ如シ

1. 農事ニ關スル法制經濟大意
2. 土壤、肥料、作物、園藝、畜産、養蠶、病菌、害虫、農具
3. 實 習

所長ハ知事ノ許可ヲ受ケ前項ノ學科目ヲ加除スルコトヲ得

第七條 （削 除）

第八條 生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退學スルコトヲ得ス

但シ已ヲ得サル事由ニ因リ所長ノ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限りニ在ラス

第九條 左ノ場合ニ於テハ所長ハ生徒ニ退學ヲ命

第3表 場員出張件数および參觀人数

	講 習 講 話 件	実施指導 件	審 査 件	調 査 件	打 合 せ そ の 他 件	食糧増産 奨 励 件	計 件	參觀人数 人
昭和1	46	121	25	42	283		517	3,372
2	50	12	11	69	345		487	3,591
3	53	21	15	67	389		545	3,814
4	55	23	20	70	351		519	3,924
5	51	18	18	64	352		503	3,911
6	41	54	15	127	189		426	2,859
7	42	60	14	127	175		418	4,592
8	46	94	40	145	117		472	4,604
9	33	53	31	166	140		423	4,852
10	37	38	29	110	187		401	4,895
11	57	22	31	127	220		457	52,122
12	60	27	20	180	275		562	2,439
13	46	75	62	151	446		780	2,739
14	53	80	57	232	413		835	2,394
15	28	45	26	174	328		601	2,846
16	54	161	8	217	158		598	3,028
17	139	129	20	210	228		726	2,205
18	177	397	33	206	344		1,157	2,014
19	51	195	8	614	96		1,128	1,348
20	59	205	10	627	102	195	1,198	1,357

スルコトヲ得

1. 品行不良

2. 成業ノ見込ナシト認メタルトキ

第十條 第六條ノ學科ヲ修了シタル者ニハ所長ニ於テ卒業證書ヲ附與ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

徳島縣立農事試験場練習生規程

第一條 精農家養成ノ目的ヲ以テ徳島縣立農事試験場ニ於テ練習生ヲ養成ス

第二條 練習期間ハ一ヶ年トス

第三條 練習生資格ハ高等小學校卒業程度以上ノ者ニシテ場長ニ於テ適當ト認メタルモノトス

第四條 志願者ハ履歴書添付入場願(第一號様式ニヨリ)ヲ三月十日迄ニ徳島縣立農事試験場場長宛ニ提出スヘシ

第五條 入場ヲ許可セラレタル者ハ保證人ヲ定メ誓約書(第二號様式ニヨリ)ヲ提出スヘシ

第六條 修業學科目左ノ如シ

一 修身, 普通作物, 作物汎論, 園藝作物, 土壤, 肥料, 病菌害虫, 農具, 農業土木, 畜産, 養蠶, 副業, 農業經營, 産業組合, 數學,

二 實 習

第七條 練習生ハ自己ノ便宜ニ依リ中途退場スルヲ得ス

但已ムヲ得サル事由ニ依リ場長ノ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限りニ非ス

第八條 左ノ場合ニ於テ場長ハ練習生ニ退場命ス

1. 素行不良ノモノ

2. 出席常ナラサルモノ

3. 成業ノ見込ナシト認ムルモノ

第九條 練習修了者ニハ修了証書ヲ授與ス

## 文 献

徳島県農会(1927~1938): 徳島県農会報 第301号~732号

徳島県(1932, 1936): 徳島県通常県会会議録

徳島県(1938): 徳島県決算書歳出臨時部 昭和12年度

徳島県(1939): 徳島県決算書歳出臨時部 昭和13年度

徳島県史編さん委員会(1967): 徳島県史 第6巻 勝浦町(1977): 勝浦町前史

農林水産省百年史編纂委員会(1981): 農林水産省百年史別巻

農林統計研究会(1983): 都道府県農業基礎統計 大阪朝日新聞徳島版 昭和14年4月15日

徳島毎日新聞 昭和14年4月14日

徳島毎日新聞 昭和14年4月15日